

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会規程施行細則集

規程施行細則1 会員名簿 取扱い施行細則	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、当会の規程21【会員名簿取扱い規程】(以下、「規程」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会員名簿の更新)</p> <p>第2条 規程第2条に定める会員名簿の各項目は、少なくとも年1回以上更新する。</p> <p>(会員名簿の管理)</p> <p>第3条 会員名簿の管理責任者は、当会会長とする。</p> <p>2 規程第4条第1項によりWeb上に公開する会員名簿はパスワードで管理し、少なくとも年1回以上更新する。</p> <p>(会員名簿の利用申請)</p> <p>第4条 当会会員が規程第3条第6号により会員名簿を利用する場合、様式1により総務会に利用申請を行わなければならない。</p> <p>2 営利目的での利用申請はいかなる場合でも認められない。</p> <p>(アンケート調査における留意点)</p> <p>第5条 利用許可後にアンケートを実施する場合、次の項目を明示すること</p> <p>(1)このアンケートは、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会の許可を得て実施している。</p> <p>(2)このアンケートの実施主体は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会ではなく【申請者】である。</p> <p>(紙媒体(冊子)の頒布)</p> <p>第6条 規程第4条第2項で定める会員名簿の頒布請求ができるのは、当会正会員ならびに個人会員とする</p> <p>2 頒布料金は1冊1,000円(税別)とする。なお会員名簿の一部だけを請求することはできない。</p> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この細則の改廃は、総務会の決議を経て行う。</p> <p>附則</p> <p>この規程施行細則は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">平成29年8月18日総務会決定</p>
規程施行細則2 特定費用準備資金等取扱規程に関する施行細則	<p>(目的)</p> <p>第1条 この施行細則は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会(以下「本会」という)の特定費用準備資金等取扱規則に基づき、その用途や限度額に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用途)</p> <p>第2条 本会における特定費用準備資金の用途は、次に掲げることを目的とする。</p> <p>(1)医療薬学等の学術の進歩発展に関する事業において、本会が日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会の運営担当時(およそ10年に1度)の運営費(本会助成金)[日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会運営資産]</p> <p>(2)薬学生教育に関する事業において、本会編集の薬学生実務実習書発行時(およそ4年に1回)の発行費[薬学生実務実習書発行準備資産]</p> <p>(積立限度額)</p> <p>第3条 特定費用準備資金の積立限度額は、次に掲げる金額とする。</p> <p>(1)日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会運営費(本会助成金)[8,000,000円]</p> <p>(2)薬学生実務実習書発行費[1,000,000円]</p> <p>第4条 積立限度額算出の根拠は、当該項目のこれまでの費用実績を基準とし、物価変動を考慮した見積額とする。別紙「特定費用準備資金積立上限額に関する算定根拠」にその内容を記す。</p> <p>(承認手続き)</p> <p>第5条 特定費用準備資金の積立は、年度毎に状況等を理事会へ報告し、妥当性を確認した上で承認を得る。</p> <p>(改廃)</p> <p>第6条 この施行細則の改廃は、会長が定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この施行細則は、平成31年1月18日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">平成31年1月18日理事会議決</p>
規程施行細則3 研修会開催・運	<p>第1条 この細則は、当会の規程9【研修会開催・運用】を施行するために必要な事項を定めるものとする。</p>

用施行細則

(Web研修会の案内)

第2条 規程第3条に定める研修会案内の各提示事項の他に、次の項目を明示すること。

(1) 予め視聴パソコンへ当会委員会が指定するWeb会議サービスのアプリケーションをインストールの上、参加すること(安定した通信環境が望ましいため、移動体通信業者が提供する移動通信システムを用いて視聴することは推奨しない)。

(2) 1端末1名での参加とすること(日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師制度のシールと当会認定シールの配布は、受講ログが確認されたログイン参加者のみへ行う)。

(3) 著作権保護の観点から、Web研修会内容の録画・録音・撮影、ソーシャルネットサービス等への投稿は禁ずること。

(4) 利用者以外の第三者へ招待メールの転送・開示、Web内容の開示ならびに参加させることは禁ずること。

(5) 利用・通信環境に起因する如何なる影響、損害に対して当会は一切責任を負わないものとする。

(6) Web研修会の利用に関わる通信料・接続料等一切の費用は利用者の負担とすること。

(7) 支払い済みの参加費は、当会のトラブル以外の如何なる事情においても返金できないこと。

(8) Web研修会を途中退室すると原則日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師制度のシールと当会認定シールの発行ができないこと。

(9) 研修会参加者名とログイン、ログアウト記録の正確な把握と照合を目的として、当会ホームページに示す注意事項によるログイン方法を遵守すること。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、総務会の決議を経て行う。

附則

この規程施行細則は、令和3年4月9日から施行する。

令和3年4月9日総務会決定